

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月5日

月曜日

号外(2)

目次

公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

1

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年3月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

高級揮発油 予定数量 4,500リットル

普通揮発油 予定数量 56,500リットル

軽油 予定数量 12,500リットル

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径3km以内に2以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径2km以内に1給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を4の(2)に掲げる期限までに4の(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、平成30年3月20日までに通知するものとする。この通知において、入札参加の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3424（直通）

- (2) 入札参加申込書の提出期限

平成30年3月15日 正午

(3) 入札説明書の交付方法

平成30年3月5日から同年3月13日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 平成30年3月23日 午後3時30分

イ 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、平成30年3月22日午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 高級揮発油及び普通揮発油

1リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 軽油

1リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の100分の8に相当する額及び軽油引取税を加算した金額(1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税の額を控除した金額の108分の100に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者(富山県出納局長)に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者がいるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退した

ものとみなす。再度の入札の回数は原則として 1 回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

